

市主催の出初式は中止となりました。

ミルクロード一部舗装完成、振動・騒音対策が一步前進!!



静かになりました!!



昨年から課題に取り組んでいる、ミルクロードの振動や騒音問題が舗装や大型車の夜間進入規制などで大幅に改善されたようです。写真は新しく舗装された箇所、図面は規制が係った箇所です。

龍田陣内・白川河川改修工事今年3月中には河道切り替え予定!!



平成24年の九州北部豪雨の象徴的な被害地である熊本市北区龍田陣内4丁目地区、大幅な河川改修で河道敷が変わりますがその工事が間もなく終了する予定です。写真は、工事前と現在の状況です。

子飼交差点に新設の交番誕生。住民の安心安全に大きく寄与!!



現在薬園町にある交番が駐車場も不十分で狭く古い、数年前から地元住民の皆様と広い場所への移動と建て替えを県警本部に要望を行っていました。この度、子飼交差点に一角に決定しました。

植木温泉組合新年会参加。熊本市内にある名湯をもっとPRしよう!!



毎年恒例の植木温泉観光旅館組合の新年会が、1月19日に開催されご挨拶をさせて頂きました。写真は、植木温泉の全景です。夏には河川敷で花火大会も行われ大変賑わいます。PRに頑張ります。

災害後の児童生徒の心のケア対策、兵庫県の対策に学ぶ!!



1月13日、兵庫県庁を訪れ阪神淡路大震災で多くの方が被災に遭われ、特に当時の児童生徒の心のケアに対する取り組みがどうであったのか、県の対応を伺いに参りました。兵庫県教育委員会事務局の説明では、震災で親を失った児童生徒、兄弟を失った児童生徒など様々なケースがある中で、一人一人の症状を把握しながら、きめ細やかな対応が求められたと伺いました。本県も参考にして参ります。

現在の熊本城。この現状から必ず元の熊本城へ復元目指す!!

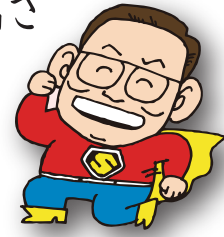
1月17日、熊本地震の被災状況や復興の進捗状況の調査のため、杉久武、三木亨両財務大臣政務官が益城町や熊本市役所を訪問され、その後、熊本城を視察され私も同行をさせて頂き関係者の案内のもと場内に入らせて頂きました。写真等では見ていたのですが実際に崩壊した石積みや建物を見てみますと唖然としました。写真は城内の一部です。熊本城の勇姿を再び取り戻そうと決意を新たにしました。



知っておきたい新たな制度パート1。「皆で語ろう、知らせよう用」

●参考資料：公明新聞(70歳以上記事、中小企業記事、被災者支援記事)

来年度予算案が次々と打ち出されています。税制の面では消費税引き上げに伴う低所得者対策。配偶者控除の見直しなど知っておかなければ今後の生活に大きな影響を及ぼすことになります。給付型奨学金や保育士・介護士の処遇改善など生活における負担軽減策も打ち出されています。是非一読をして下さい。



保育士、介護士の処遇

賃金アップで人材確保

待機児童の解消をめざし、保育士の賃金引き上げと技能・経験に応じた処遇改善を強く求めた公明党の主張を踏まえ、保育士の給与を約2%（月額6000円程度）引き上げます。経験7年以上の中堅の人には、「副主任保育士」などの役職を新設して、さらに4万円を上乗せします。若手の場合も、研修修了を要件に月額5000円増やします。

介護士の給与も月額平均1万円程度増やせるよう、介護報酬を加算するための予算を盛り込みました。併せて、保育や介護の受け皿をそれぞれ50万人分拡大する計画を着実に進めていきます。

4月以降の「簡素な給付措置」

消費税率8%への引き上げに伴う低所得者の負担軽減策として、1人につき年6000円を支給する「簡素な給付措置」（臨時福祉給付金）——。4月からの給付金は、2019年9月までの2年半分として1人1万5000円が一括支給されます。すでに申請の受け付けが始まっている自治体もあります。

給付金は、生活保護受給者らを除く住民税（均等割）非課税の人が対象で、19年10月の消費税率10%への引き上げと同時に導入する軽減税率実施までの臨時的な措置と位置付けられています。

2年半分（51万円）を一括支給

16年度補正で財源確保

その結果、昨年10月に成立した16年度第2次補正予算で、4月から19年9月までの2年半分を一括で支給することになりました。

4月以降の給付金について、政府側からは当初、給付水準を引き下げる案も提示されましたが、公明党が従来の水準を守るよう主張し、「簡素な給付措置」を取ります。

一括支給としたのは、手続きの簡素化と事務費の節約などのためです。

一部で、17年度予算で「簡素な給付措置」を取

対象は住民税非課税の人

申請は各自治体に

給付金を受け取るには、住民票のある市区町村への申請が必要です。申請方法や受付期間は自治体によって異なります。詳細は、自治体の広報や窓口へ確認してください。

制度の詳しい説明や相談については、厚生労働省の給付金専用ダイヤル ☎ 0570・037・192（平日午前9時～午後6時）まで。

「りやめる」との報道もありましたが、すでに予算が確保されているので、計上されなかっただけです。

教育、子育て

給付型奨学金を実施

通級指導の教員確保

返済不要の給付型奨学金で、基金創設のため70億円を盛り込んだ。住民税非課税世帯の大学生らが対象で、1学年当たり約2万人に月2万～4万円を支給する【表参照】。

17年度は経済的に厳しい状況で私立に通う下宿生らや、児童養護施設出身者など社会的養護を必要とする学生を対象に先行して実施し、18年度から本格実施する予定。児童養護施設出身者には別途、入学時に24万円を給付する。

公立小中学校の教職員については、発達障がいのある子どもを一部別室で教える「通級指導」や、外国人児童・生徒への指導充実などで868人増やす。

低所得世帯への経済支援として、年収約270万円未満の世帯を対象に、第2子の幼稚園保育料を無償化する。

また、年収400万円未満の若手保育士にも新たな

2018年度からの給付型奨学金制度

対象者	給付月額
国公立大	2万円
私立大	3万円
児童養護施設出身者	4万円

上記に加え一時金24万円

文部科学省案
国立大進学者は授業料免除の上、給付なし
国立大進学者は授業料免除の上、2万円給付

17年度から一部先行実施

役職を設け賃金を5000円増やす。

配偶者控除

こうなる税制改正

2017年度の与党税制改正大綱には、暮らしや中小企業を守る減税など、公明党の主張が数多く盛り込まれました。ポイントを紹介します。

配偶者控除を見直し、パート主婦の9割超まで対象が拡大

配偶者控除を見直し、パートで働く主婦がいる世帯などの所得税が軽くなります。2018年1月以降、月額38万円の控除が受けられる配偶者（主に妻）の年収要件を現在の103万円以下から150万円以下に引き上げます。150万円を超えると控除額が段階的に引き下げられますが、2017万円までは控除の程度。これを目安とし、年収が拡大します。

パート主婦の9割超まで対象が拡大

対象になります。自公政権がめざす最低賃金の時給1000円で、平日に1日6時間・週5日勤務した場合、年収は144万円になります（年間の休日120日程度）。これを目安とし、年収が拡大します。

税負担が変わる主な例

夫がサラリーマン、妻がパートの場合

減税になる世帯	増税になる世帯	変わらない世帯
妻の年収が103万～141万円 夫の年収が1120万円以下	妻が専業主婦か年収103万円以下 夫の年収が1120万円を超す	妻が専業主婦か年収103万円以下 夫の年収が1120万円以下
妻の年収が141万～201万円 夫の年収が1220万円以下		妻の年収が201万円を超す

収入150万円まで月額38万円の控除が受けられるようになります。

一方で世帯主（主に夫）が高収入の場合、年収制限が設定され、夫の年収が120万円を超えると控除額が少なくなります。

配偶者控除を見直すことで、約600万人とされるパート主婦の93・5%、およそ500万円を超える世帯に対象が拡大します。

減税になるのは、現在、配偶者の年収が103万円以上ある場合です【表参照】。財務省は、負担が減るのは約300万世帯と試算しており、夫の年収が1120万円に満たない世帯などの減税総額は合計1500億円に上ります。

まだまだ続く、知っておきたい制度パート2。 「皆で語ろう、知らせよう用」

●参考資料：公明新聞(奨学金、保育士・介護士の処遇、配偶者控除、簡素な給付金)

高齢者対策が喫緊の課題である我が国、医療費の見直しは最重要課題です。高齢者もそれを負担する若い世代もお互いしっかり関心を持ち、国等に声を上げて行きましょう。中小企業対策・熊本地震の被災者対策も打ち出されています。情報を把握し活用できるものは積極的に活用して参りましょう。

こうなる 税制改正

被災者支援

恒久化する主な被災者支援

- 被災家屋と再建する家屋の両方に住宅ローン減税を適用
- 新家屋の固定資産税と都市計画税を4年間、2分の1に軽減
- 被災企業が壊れた機械を買い替える際の固定資産税の減免
- 過去に納めた法人税の税額から災害損失額を払い戻し
- 被災した建物を建て直す際の登録免許税を免除

災害で被災した際の生活再建を税制面で支援する特例措置を恒久化します。

これまででは、大災害の度に特例法を創設していたため、実施までに時間を要してしま

る。内容は、住宅ローン減税の特例を適用し、自宅を再建する際の「二重ローン」の負担

した。しかし、災害が頻発している近年の状況を踏まえ、被災者の不安を解消し、早期の復旧・復興を後押しできるように恒久化しました。4月の熊本地震の被災者にもさかのぼって適用する方針です。公明党が積極的に推進しました。

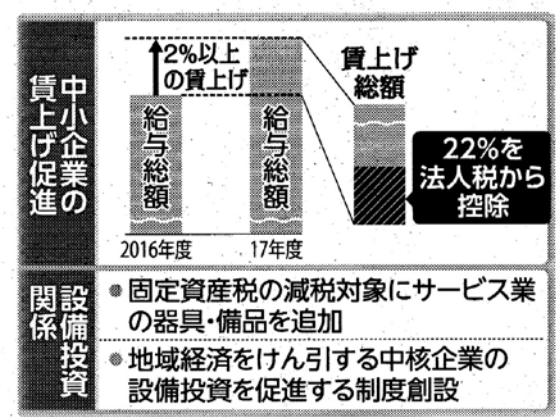
例えば、住宅ローン減税の適用期間中に被災して自宅を失った場合でも、継続して所得税などを控除。その災害が被災者生活再建支援法の対象に指定されると、被災家屋と再建家屋の両方に住宅ローン減税が適用されます。さらに、新たに取得した家屋に対する固定資産税と都市計画税も減免します。

住宅ローン減税など再建策を恒久化

被災した自動車の自動車重量税は、災害が起こった日にさかのぼって還付します。被災企業向けには、壊れた機械を買い替える場合に固定資産税を減免する措置なども恒久化されます。

こうなる 税制改正

中小企業支援



企業への賃上げを後押しする「所得拡大促進税制」を2017年度から拡充します。社員一人当たりの給与を前年度に比べて2%以上引き上げることを条件に、中小企業の場合、前年比2%以上の賃上げ促す制度拡充

日本の国内総生産(GDP)の約7割を占めるサービス産業の生産性向上のために、中小企業向けの設備投資促進税制の対象も拡大。これまで、事業に必要な設備にかかる固定資産税の減免措置は、主に製造業の機械設備が対象でしたが、サービス業の器具や備品も対象に追加されることとなります。

さらに、医療やIT(情報技術)、観光などの先進事業に取り組み地域の中小企業を対象に、投資額の最大40%を法人税から控除するか、最大40%を特別償却するかを選択できる「地域中核企業向け設備投資促進税制」を創設します。(おわり)

70歳以上の高額療養費

低所得者は据え置き

「一般」外来の月額引き上げ大幅圧縮 年間上限変わらず

2017年度予算編成における社会保障費の自然増圧縮に向けた医療、介護の自己負担の見直し案について、公明党の社会保障制度調査会(会長・川屋敬悟衆院議員)と厚生労働部会部会長(同)は15日、参院議員会館で厚労省の説明を受け、了承した。

このうち、高額療養費制度における70歳以上の自己負担限度額見直しでは、低所得者の負担増の回避を求める公明党の強い主張を受け、住民税非課税の人は従来通り据え置かれた。

対象者が約1240万人に上る「一般」(年収370万円未満で住民税課税)の外来の限度額(個人単位)については、当初、厚生労働省が現行月1万2000円の2倍以上となる月2

万4600円に引き上げる案を提示。これに対し、公明党社会保障制度調査会として「容認することはできない」と決議し、折衝を行った結果、引き上げ幅が大幅に圧縮され、17年8月に同1万4000円、18年8月に同1万8000円とすることになった。

ただし、限度額の年間上限を新設し、その額が現在の限度額の12カ月分に当たる14万4000円となるため、年間で見れば上限額はこれまでと同じになる。

また、「一般」の入院を含めた限度額は、17年8月以降は月5万7600円へと改定されるが、年間4回目からについては、現行通りの同4万4000円に抑える「多数回該当」が設定さ

れる。

このほか、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は、低所得者の保険料の均等割部分を9割または8・5割軽減する特例を当面継続。保険料の所得割部分を5割軽減する特例は、経過措置を設けた上で18年度に解消する。会社員の妻など被用者保険の被扶養者だった人については、保険料の均等割を9割軽減する特例は段階的に本則へ戻す。19年度からは、加入後2年は5割軽減、3年目以降は軽減なしとなる。

65歳以上の医療療養病床の入院時の居住費(光熱水費相当額)は、現在、軽症患者のみ1日320円の負担だが、18年度には難病患者を除く患者から同370円を徴収するようにする。

医療・介護の負担見直し

17年度予算編成での

高額療養費制度の自己負担限度額 (医療費が100万円の場合の月額負担)

(単位:円)	69歳以下		70歳以上			
	現行	限度額(世帯)	現行	2017年8月~	2018年8月~	2018年8月~
年収(目安)	限度額(世帯)	外来(個人)	限度額(世帯)	外来(個人)	限度額(世帯)	外来(個人)
1160万~	25万4180 <14万100>				25万4180 <14万100>	
770万~1160万	17万1820 <9万3000>	4万4400	8万7430 <4万4400>	5万7600	17万1820 <9万3000>	
370万~770万	8万7430 <4万4400>				8万7430 <4万4400>	
~370万(一般)	5万7600 <4万4400>	1万2000	4万4400	1万4000 (年間上限14万4000)	5万7600 <4万4400>	1万8000 (年間上限14万4000)
住民税非課税	3万5400 <2万4600>	8000	1万5000、 2万4600	据え置き		

※<>内は4回目からの負担額